○法務省令第十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十八人以内を置く。 ［２・３　略］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［略］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所、徳島少年鑑別所及び高知少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （鑑別調査官） **第二十三条**　さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。 ２　［略］ **別表第一**（第一条関係） ［略］ ［項を削る。］ ［略］	（少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十九人以内を置く。 ［２・３　同上］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［同上］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所及び徳島少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （鑑別調査官） **第二十三条**　東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。 ２　［同上］ **別表第一**（第一条関係） ［同上］ 松山学園　松山市 ［同上］
名称　位置	名称　位置

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第十八号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第五十九条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。